

地方行政委員會議録 第十七号

昭和三十年六月九日(木曜日)

午前十一時十七分開議

出席委員

委員長 大矢 省三君

理事 安藤 覺君 理事 池田 清志君

理事 古井 喜賀君 理事 鈴木 直人君

理事 加賀田 進君 理事 門司 亮君

龜山 孝一君 唐澤 俊樹君

川崎 末五郎君 木崎 茂男君

櫻内 義雄君 渡海 元三郎君

徳田 與吉郎君 丹羽 兵助君

青木 正君 熊谷 憲一君

山崎 巖君 吉田 重延君

勝岡 田清一君 川村 繼義君

北山 愛郎君 五島 虎雄君

坂本 泰良君 中井 徳次郎君

西村 彰一君

出席國務大臣

國務大臣 川島 正次郎君

出席府政務委員

自治政務次官 永田 亮一君

總理府事務官(自治行政部長) 小林 与三三君

總理府事務官(自治行政部長) 後藤 博君

總理府事務官(自治行政部長) 奥野 誠亮君

委員外の出席者

専門員 有松 昇君

専門員 長橋 茂男君

六月九日

委員前尾繁三郎君辞任につき、その補欠として保利茂君が議長の名で委員に選任された。

六月八日

クリーニング業に対する事業税軽減

第一類第二号

地方行政委員會議録第十七号

昭和三十年六月九日

に關する請願(石田博英君紹介) 第一九五三三号

同(杉浦武雄君紹介) 第一九五四四号

同(鳩山一郎君紹介) 第一九五五五号

同(田万廣文君紹介) 第一九五五六号

同(今村等君紹介) 第一九五七七号

同(川野芳滿君紹介) 第一九五七八号

同(愛知一君紹介) 第一九五九九号

同(福井盛太君紹介) 第一九六〇〇号

同(小松幹君紹介) 第一九六一一〇号

同(井手以誠君紹介) 第一九六二〇八号

同(辻政信君紹介) 第二〇〇九号

同(松澤雄藏君紹介) 第二〇一〇号

同(徳田與吉郎君紹介) 第二〇一一号

同(櫻内義雄君紹介) 第二〇一二号

同(藤本捨助君紹介) 第二〇一三三三号

同外一件(林博君紹介) 第二〇一四四四号

同(眞崎勝次君紹介) 第二〇一五五五号

同(笹本一雄君紹介) 第二〇一六六六号

木材引取税撤廃に關する請願(渡邊良夫君紹介) 第一九六二二二号

合併町村の育成強化に關する請願(中馬辰猪君紹介) 第一九六三三三三三号

軽油自動車に対する自動車税すえ置きに關する請願(河野密君紹介) 第一九六六六六六六号

同(水谷長三郎君紹介) 第二〇一九九九九号

飛出しナイフ及びあいくちの所持禁止緩和に關する請願(三田村武夫君紹介) 第一九六六六六六六号

の審査を本委員会に付託された。

本日會議に付した案件

地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出第八四号)

昭和三十年度地方財政計画に關する件

○大矢委員長 これより會議を開きます。

まず地方税法の一部を改正する法律案を議題として質疑を行います。

なお大臣は今際の選挙法改正の委員に出でありますが、二十分ほどしたらこつちへ出られるという事であります。従つてきのうの九州における問題はそのときに譲りたいと思ひます。

それから委員のうちから強く要請のありました財政計画に対しては、今印刷中でありまして、午後には説明ができるのでありますから、午後にいたしたいと思ひます。

それではこれから質疑を通告順によつて許すことといたします。北山君。

○北山委員 税務部長にお伺いします。

が、この前要求しました農地の固定資産税についての資料をいただきましたが、その資料について若干説明をして補足していただきたい。

○奥野政府委員 昭和三十年農地平均価額算出基礎という四枚とじのがり版刷りでありまして、それについて御説明をいたします。

田の全国平均価額の算出に当りましては、昭和二十七年から二十九年までの三年間の収益還元価額の平均の七〇〇の額、言いかえれば時価ではありますけれども、不動産の時価でありますので、ある程度長期にわたる期間における平均的な時価を算出していきたい、こういう考え方である最近の三年間を選んだわけでありまして、同時にまた、時価といひましたもたまたま売買される、あるいはたまたまそれだけの収益をあげる、といつて常に今後において収益があげられるという保証があるわけでもございませんので、七割程度の額を目途にしたらいかがなものだろうか、こういう考え方である算定したわけでありまして、その額が昭和二十九年の平均価額に比し約五七・五%上昇するようになりまして、激変を緩和するために、上昇率をその二分の一程度に抑えまして、二八%としたわけでありまして、この額が反当三万五千六百六円になっているわけでありまして、現実の売買価格を調べますと、大ざっぱに申し上げまして、反当大体十萬四前後じゃなかろうか、こういうふうになつて

われは見ておるわけでありまして、この五七・五%の上昇率が出ました際に用いた二十九年度の価額は、カッコ書きの中に書いてありますように、昭和二十九年九月十五日現在における推定反収を基礎として用いたわけでありまして、ところが、その後実績が出て参りまして、少し食い違つてきております。その食い違つてきております部分も、カッコ書きで算式の中に加えておるわけでありまして、その算式のところを見ていただきたいのであります。

が、反当玄米収量が、昭和二十七年では二・三八石、二十八年では二・〇六石、二十九年では二・三七石、これがその後三月でありましたか、実績を発表になったところを見ますと、二・二四石に落ちて参つたわけでありまして、これらはいずれも農林省の発表に基くものであります。それから反当粗収入の玄米収入、これは買上価格をこれらの反当玄米収量に乗じて求めたものであります。これは農林省で発表されている数字であります。

それから裏に参りまして、反当費用。二十七年、二十八年は、農林省の方で、生産費を調査いたしましたために三千戸に近い農家を指定いたしましたのであります。これらの調査から得られた数字でありまして、二十九年分についてはまだ得られませんが、パリティ指数を乗じまして推定をいたしてあります。差引いたしまして純益金を求め、この純益金を八%と、固定資産税の税率で還元して価格を求めたわけであり

ます。これから石当りの価格を求め、作物統計調査推計反収、全国平均であります。この全国平均にかけて、(丁)の欄で反当平均価額とするに全国平均額を求めたわけでありませう。

言い落しましたが、最初の反当玄米収量の数字は、生産費を調査いたしてあります。対象農家における反当玄米収量でございます。それを全国平均に置き直しまして、全国平均の田の価格を求めておるわけでありませう。それぞれの数量の基礎は、算出基礎のデータのところの下に書いておきますので、御説明は省略したいと思ひます。

それから一番終りの紙のところに、畑の全国平均価額をどうして出したかというところを書いておきます。これは算出方法の概要のところを書きましたように、田の全国平均価額に勧銀調べによる全国中畑田畑の売買価格の比率を乗じて求めたわけでありませう。要するに、田と畑の比率がどうなっているかということをお日本勧業銀行で調べております。売買価格の比率、これによりまして、さきに得られました田の全国平均価格に乘じたわけでありませう。

○北山委員 たいだいまの説明のいろいろな基礎データ等については、また私の方でもいろいろ調べた上でお伺いしたいと思ひますが、ただこの算出基礎データの中で、反当費用について、それぞれの年度の生産費調査対象農家実績から推定したというものは、どこで推定をしたわけですか。自治庁の方で推定をしたのでありますか。

○農野政府委員 全国で二百八十五戸あるものでありますが、農林省の方で、生産費調査対象農家として指定しております。農家について調べました数字であります。二十七年も二十八年も実績であります。二十九年についてはまだわかりませんが、二十八年から二十九年へのパリティ指数の割合を二十八年の費用に乘じて求めておられます。

字であります。二十七年も二十八年も実績であります。二十九年についてはまだわかりませんが、二十八年から二十九年へのパリティ指数の割合を二十八年の費用に乘じて求めておられます。

○北山委員 資本還元率の方は年八分となつておられますが、たしか昨年の計算は違つておつたやうでありますけれども、昨年と同じですか。違つておるのじゃないですか。

○農野政府委員 八分はずつと継続して用いてきております。それから、食い違つてはいけませんので少し補正しておきたいのでありますが、反当費用は、生産費調査対象農家について調査されたものであります。その公租公課の中には、固定資産税を算入する含んでおるわけでありませう。公租公課の部分だけは二分の一になつておられます。そのかわり、資本還元いたします場合に、八分に固定資産税の税率をプラスしたもので除しておるわけでありませう。

○北山委員 こういふふうな算定の結果として問題になるのは、毎年の農地の固定資産税というものが、数年来ほとんどウナギ上りに上つてきているわけでありませう。昭和二十五年は一万五千六百三十五円、二十六年は一万七千二百二十九円と逐次上つて、昨年は二万八千四百七十七円、これは三万五千六百円ですか、さういふふうなウナギ上りに上つてきているわけでありませう。一体、農家の方の収益が反当についてそれだけぐんぐん上つておるかどうかというところ、さういふ比率で上つておるかどうかというところ、さういふこと、これは三万五千円以上というよりなことになる、固定資産税は昨年に比

べてもまた一段上るわけでありませうが、実際の農家の収益というものが上つておるかどうか、これについて一つ考え方を伺ひたいと思ひます。

○農野政府委員 固定資産税の性格をどう見ていくかということに、一つの問題があるだらうと思ひます。純然たる収益税であります。収益の額に応じて税負担を求めていくべきだと思ひます。しかし、一応固定資産税の建前は、税法に課税標準が時価と

いうことになつておるやうに、財産価格である、かように考えるわけでありませう。それでは、一体その財産価格といふものが上つてきておるのかいふのかといふことも、一つの問題があらうかと思ひます。しかし、勧銀の調べ等を通して見ていきますと、他の物価よりは上つて上つて参りましたけれども、近來相当上昇して参つておるやうであります。また、かりに収益といふ問題をとつて考えまして、買上米価といふものは若干引き上げられてきているといふことも事実のやうであります。ただ、御指摘になりましたように、評価額の引き上げられ方と農家の収益の上昇の仕方がつり合つていくかどうかといふことになると、これは問題にならうと思ひます。

○北山委員 土地の評価額の引き上げが、たまたま土地の価格が他の物価よりもおくれ上つて参りましたために、それを追つかけているやうな形になつておるやうなもので、多少ズレているくらいはあるのではないかとさう思つておられます。

○北山委員 土地の価格といふものは私も不案内でありますけれども、しかし、ほかの物価とはまた一種変つた財産である。その面積は限られておつてちつともふえないわけでありませう。むしろ農地は減るばかりでふえない、だんだん減つてくるやうな事態にあることは明らかであります。さういふ関係上、土地の希少性といふ点から、土地をほしい人が多いのに、土地といふものはふえないで、むしろ減つていくのだ。農地は減る一方だ。さういふところからして土地の値段が上つてくるのであつて、土地の収益が上つたから土地の値段が上るといふふうには考えられないのじゃないか。その点はさう違ふのじゃないかと思ひますが、さういふ点についてはどういふふうにお考えでありますか。またさういふふうな固定資産税の今の平均基準のきめ方について、土地、農地の値上りといふものは、実際にその物価に迫つていってどんどん上つていっているんだといふやうな事情も考慮して、おきめになつておるのかどうか、それらの点についてお尋ねいたします。

○農野政府委員 土地については希少性の関係から、価格が動いてくる面もあるのじゃないかといふ点、御指摘の通りだらうと思ひます。さういふ点とに田畑につきましては自由な売買が制限されておりますので、時価を課税標準にしながらも、その評価に当りましては収益還元方式を用ひまして、一応価格を推定するといふやうなやり方をいたしておるわけでありませう。先ほどもちつと申し上げましたやうに、売買時価といふことになりませう、田で大体十万円内外になつておるやうであります。しかし全国平均で固定資産税の課税標準に用ひまする時価は、三

万五千円程度にしておりますので、これが特に無理な負担をしているといふやうな姿ではないのじゃないだらうかといふふうな考へておられます。しかしながらたまたま全体的に、他の物価よりも土地の価格の高騰がおくれきてきていることは御了解いただけるのじゃないかと思ひます。従ひまして、家屋の価格は据え置きながらも、土地の価格はさういふ程度引き上げを指示したわけでありませう。しかしながらそれでは家屋と土地と比べた場合に、土地の方が引き上げられ過ぎになつておるのかと申しますと、さうではございませう。家屋の方は早く引き上げてしまつた。従つて土地と家屋の比率を考えた場合には、土地については引き上げを必要とするといふことになつてくるわけでありませう。ことに国税でも、相続税の場合に財産価格を調べるわけでありませう。その場合に固定資産税の課税標準と相続税の場合の課税標準とが、どうなつておるのかといふことを申し上げますと、家屋の場合には、市町村で評価いたしておるものとさう大きな差はないのであります。ところが土地の場合には、市町村で評価しておりますのは、相続税の場合の六割前後にしか當つていない、さういふやうな状態にもあつたわけでありませう。さういふやうな関係から、一そう土地の評価を引き上げざるを得ない。たまたま税率も下つて参つてきておるやうなもので、それほど著しく負担の過重するといふことも避けられないのではないかと、さういふやうなこともあつたわけでありませう。

○北山委員 農家の国税及び地方税を通じまして、固定資産税といふものが、

万五千円程度にしておりますので、これが特に無理な負担をしているといふやうな姿ではないのじゃないだらうかといふふうな考へておられます。しかしながらたまたま全体的に、他の物価よりも土地の価格の高騰がおくれきてきていることは御了解いただけるのじゃないかと思ひます。従ひまして、家屋の価格は据え置きながらも、土地の価格はさういふ程度引き上げを指示したわけでありませう。しかしながらそれでは家屋と土地と比べた場合に、土地の方が引き上げられ過ぎになつておるのかと申しますと、さうではございませう。家屋の方は早く引き上げてしまつた。従つて土地と家屋の比率を考えた場合には、土地については引き上げを必要とするといふことになつてくるわけでありませう。ことに国税でも、相続税の場合に財産価格を調べるわけでありませう。その場合に固定資産税の課税標準と相続税の場合の課税標準とが、どうなつておるのかといふことを申し上げますと、家屋の場合には、市町村で評価いたしておるものとさう大きな差はないのであります。ところが土地の場合には、市町村で評価しておりますのは、相続税の場合の六割前後にしか當つていない、さういふやうな状態にもあつたわけでありませう。さういふやうな関係から、一そう土地の評価を引き上げざるを得ない。たまたま税率も下つて参つてきておるやうなもので、それほど著しく負担の過重するといふことも避けられないのではないかと、さういふやうなこともあつたわけでありませう。

○北山委員 農家の国税及び地方税を通じまして、固定資産税といふものが、

り、そのほかの固定資産税を納める人たちが負わなければならぬという結果になっておるのですが、そういう事実はお認めになると思います、いかがでしょうか。

○川島国務大臣 自治庁といたしましては、地方財政の見地から物を処理いたしておきまして、地方税法によりまして、固定資産は毎年一回評価変えをするということに基いて、昨年十月評価変えをするのを全国に通達をして、それに基いて各公共団体がそれぞれ処置しているわけであります。土地につきましては、政府委員からもお答え申し上げたと思うのであります。従来、の時価になりました収益から考えまして非常に低率でありましたために、これを今回修正をして二八％の値上げをしたわけでありまして、家屋はそのままであります。今お話のように、他のいろいろな関連性等は、私ちよつとここで何ともお答えできないのであります。が、固定資産税そのものから申しますと、これは全く地方の財政事情から考えてやっているわけでありまして、

○勝間田委員　それでは奥野さんにお尋ねしますが、収益価格をこうやって取っていく限りにおいては、やはり小作地の問題は、あなたの考え方からいけば小作料を値上げしなければならぬことになるではないですか。

○奥野政府委員　固定資産税の課税標準は、やはり一つの財産価格だと考えられております。ただ、農地は売買が制限されているものでありますから、そこで一応収益から資本還元して価格というものを見る、こういう見当で今のようないふ評価額を算出して参っているわけでありまして。かりに小作料が統制されておりましたも、その統制されておる農地というものの財産価格が、それよりも今までやつておりますような方式で算定いたしましたものと比べて著しく低いものでありません限りは差しつ

かえないうじやなからうか、こういう考
え方をいたしておるわけであります。固
定資産税の建前が、課税標準を財産価
格に求めても、小作料が非常に統制さ
れているものだから収益価値がない
じやないか。収益価値はないのでありま
すけれども、財産価値はやはりあるの
であります。でありますから、その間
に著しい不合理が生じてきているとい
うことにはならないではないかという
ふうに思っております。しかし、小作
料の統制方式がそれによいという意味
で申しているのではないのでありまし
て、固定資産税の建前からいった場合
は、必ずしも矛盾することにもならな
いと思うのです。かような意味で申し
上げたわけであります。

○勝岡田委員　そこは少し詭弁だろうと思うのです。小作料の方を統制している理由はあなただも御存じの通りだろうと思うのです。農地制度の關係からそういう制度をとっているわけです。現在の取益価格と小作料價格の關係から行きますと、現在の小作料というものは、取益價格から見て低いわけです。しかしそれは現在の農地制度の精神から行っているものなんです。しかし取益價格からすべてを計算していくということになりますれば、当然小作料を値上げするというような政策があなただの方から出てくるのではないですか、直接間接に。この点は矛盾するだらうと思ふのです。

もう一つ。あなたの考え方で行けば、畑の計算は、勸業銀行の水田に対する畑作の価格の比率をかけて持つていくわけですね。そのかける根拠になるものは水田の収益価格なんです。そのものは水田の収益価格に今言った畑の水田の収益価格に今言った畑の比率を

かけたものを持つてくるわけですね。畑の方には内容においては元賃価格というよりなものの意味が含まれておるわけですね。もしほんとに畑の方をやるならば、なぜ畑の方の収益価格を取らないかとむしろ言いたいくらいなんです。都合のよい方の論理を取つていらつしやるではないかと実は思うのです。ここは先ほど話があつたように、農地には希少価格というものがあるから、その希少価格というものがやはり作用しておるわけです。ですから、水田の方は収益価格、畑の方は今言つた比率をかけてやる、こういう考え方は首尾一貫しないと思うのですが、それをどういふように統一していらつしやるか。

それともう一つは、本来ならば小作料というものは、その土地の基礎をなすものである。収益価格に利子をかけた還元していくという方法はノルマルな方法ではないのです。それをどういふように還元していくか、財産税とどういふ方向に持つて行かれるのの、過渡期か、その方針を聞きたいのです。過渡期の問題としてはあるかもしれないけれども、一体移動されるのですか。移動される方向というものは、私はおそらく地主制度の復活という方向に行かれる意図ではないかと思うのです。現政府はそこを一体どういふ方向に持つていかれるのか、固定資産の対象も一つお聞きしたい。

○奥野政府委員　固定資産税の課税標準であります時価には、どんな時価を採用することが一番いいかという問題になって参りますと、やはり財産価格でありますので、一般的には売買時価、これを基本にすべきだろうと思うの

であります。ところが農地につきましては、売買についても強い制限が加わられておるわけであります。ことにまた農民の数が非常にふえて参りました場合には、御指摘のような希少価値を生ずるというような問題も起つてくるわけでございますので、そういうような事情を申ししゃくいたしまして、一応収益から価格を還元して求めたものを標準にし、指導していこうじやないか、こういう建前を取つて参つておるわけでございます。収益還元の価格が固定資産税の課税標準として正しいのだからということではございませんで、固定資産税の課税標準としては、むしろ賃貸時価というものが考えられるべきであるが、農地については強い制限が加

えられてゐる、しかもまた希少価値といふような問題も起つてゐるじゃないか、こういふようなことから一応取返す、還元で求めた程度で指導することは、今の日本の実情に合つてゐるのは、まあ、かろろか、こういうような考へ方を持つてゐるわけであります。もし収支還元といふような行き方を強く持つていきますすれば、御指摘のように、小売地は地主の小作料収入を中心に考えなければならぬじゃないか、こういふ

議論も起つてくるだろうと思うのではありません。しかしながら、今収益還元方式を取っておりますのは、私が申上げたような意味で取っておるにすぎないのであります。そういう意味でございいます。従つて、また小作地でありまして、自作地と同じような関係評価をいたして参つておるのでございします。それじや田地につきましては収益還元法の計算をしていながら、田地の評価をする場合は両者の売買価格の比

率から求めているんじゃないか、矛盾じゃないか、こうおっしゃるわけでござい
ます。しかしながら田につきましても畑につきましても、売買については強い制限が加えられておりますので、本来の売買価格は元来は収益が基礎になつて価格が定まつてくるはずじゃないか、こういう考え方もするのであります。ただこういう制限は最近に行われたわけでございますので、必ずしも正當にそうなつてゐるのだ、こう申し上げるわけではございませんけれども、建前から考えればそうなるのじゃないだらうか。売買が制限されてゐる以上は収益が基礎になつて価格が生れてくるはずじゃないか、こういうふうに思われるのであります。そうす

と田の売買価格も畑の売買価格も、収益に還元いたしました場合には、その収益比率は同じじゃないだろうか、従つてその比率を求めるだけのことでありまして、その比率を出すについて収益還元した価格に乘ずることによつて、田の、言いかえれば収益還元の評価価格ということになりましようが、そういう価格を求めているんだ、こういう考え方の方のもとに計算をやっているわけでありませう。

○勝間田委員　私はそれはおかしいと思ふんですね。現在の農業所得の計算をしてきまして、水田の方は御存じの通り統制が加えられておりまして、よく言へば公定米価というもので計算をされてきておるわけです。それは今まで、漸次若干上つてきました。ところが知地の方の現在の状態を見ますと、たとえば表は、御存じの通り昨年は六十何四でしたか、下げました。米は逆によりました。それから雑穀その他の

状態も同様の措置をとっております。でありますから、収益価格をとつていくというならば、水田の主産物である米と、畑作の主産物であるいろいろな雑穀その他がございませぬ。これは上中下三つくらいにわけておりますが、計算をすればおそろく畑の率はすつと下ると私は思う。この計算をして見たことがございませぬ。農地の価格の比率からくる差というものと、畑地における産物と水田における産物の比率との差がどれくらいの違いがあるか。その両者の間に——あなたの方はなぜそういった希少価格も加わった勸業銀行のそういった価格の差をとるかということとすね、私はその矛盾をもう一べん聞きたい。

○農野政府委員 田につきましては、これは作っております作物が米でございませぬ。非常に正確に計算ができません。しかし畑につきましては、非常にいろいろな作物がございまして、しかもまた統制価格があるわけでもございませぬ。非常にむずかしいと思ふのであります。そういう意味で、お尋ねになりましたような計算は実はやつたことがございませぬ。ただ大体の傾向としては、先ほど申し上げましたような関係から、両者の比率を中心と考えていいじゃないだろうか、こういうようなことで、田と畑の売買価格の比率を田について求められた価格に乘ずることによって計算をいたして参つておるわけでありませぬ。いずれにいたしまして、売買価格その他から見ました場合には、かなり低いところにおきまして不均衡の生じないように

していききたい、われわれとしてはこういうようなことを一番力を置いて考えてきておるわけでありませぬ。

○勝間田委員 私はそういう状況でありますから、こういう固定資産税をとつていく場合には、将来どの方向に行つた方がよろしいのかという、その方向を一つ聞きたいと思ふのです。現在の農地制度の立場を堅持した形でものを進めていくということがまず一つ。そうでなしに、これはもつと自由価格の形成を根本として漸次財産税的なものを持つていくという考え方ならば、その考え方も聞きたい。私はどうも現在の政府の持つて行き方というものは、やはり土地も自由にしていき、生産物も自由販売にしていき、そして収益価格というものを作つて、将来はおそろく売買価格ということによって固定資産税をきめていくこととされておるのではないだろうか。それが担保金融や固定資産税の引上げや小作料の引上げと結びついているのではないだろうか。そうでなくて、やはり農地制度というものの精神を守つた上で、そういうものを作つていくという考えなのか、一体どちらなのか。私はやはり農地制度というものは、単なる地方自治制度によつて改変されるべきものではないと思つております。その根本の精神を一つ聞かしてもらいたい。大臣、それはどうですか。

○川島國務大臣 私もおとてお答え申し上げますが、一応事務局から自治庁としての考え方を聞き取り願ひます。

○農野政府委員 固定資産税は地方税法のもとにおいて、課税標準を時価とすると書いてございませぬ。しかし農地

につきましては、いろいろな意味で戦後諸改革が加えられ、売買におきましても強い制限が行われておりますので、そのワクの中で時価というものを考へていかなければならぬ。そういう意味で、またたびたび申し上げますような収益還元方式を用いて時価なるものを算定してきておるわけでありませぬ。従つてまた小作に付してあります地主にとりましては、非常に苛酷な固定資産税を課しておるという結果にもなつておるわけがございませぬけれども、このこと自体は農地法との関係においては矛盾はしてないのではないかとはいふに思つておるわけでありませぬ。固定資産税は地方税法でいろいろ規定が行われておるわけがございませぬけれども、農地法その他に行われておりますいろいろな規制との間において矛盾を生じないように運用していかなければならぬ。固定資産税の運用の面から農地法を変えていくというふうな大それた考え方は、持つべきものではございませぬ。また現に持つていないわけがございませぬ。農地制度が變つてきた場合には、固定資産税の課税標準を農地についてどうとるかというところは、またその間で調整のとれた方式を選ばなければならぬと思ひます。農地法が現在の建前をくずしません限りは、そのワクの中で固定資産税の運用を考へていかなければならぬ、そういう気持を持つております。

○川島國務大臣 戦後農地が解放されて現在の状況になつておるのでありますが、固定資産税の面から、こうした根本的な方針をくずして、農業経営を資本主義的に持つていくとい

う考へば、私としては全然持つておれません。そういう傾向が現われることは警戒しながら、すべての税法を抜かなければならぬ、こういう考へに立つております。これははっきり申し上げませぬ。

○勝間田委員 最後に大臣に一つお願いをしておきたいと思ふのですが、およそ現在の農業所得を考へる場合に、政府では各機関が非常にまちまちな態度をとつておることを私は経験いたしております。たとえば農地が演習場等に取られた場合の補償は、御存じの通り補償要綱によつて決定いたしております。それは農業所得の八割なら八割という形で決定をいたしております。それを年々の補償料として、いわゆる借り上げ料として漸次農民に払つておるといふのが今日の状況であります。この補償要綱によつておられる農業所得の態度は、漸次減少させようというのが今日の態度でありまして、すなわち政府は低物価政策をとり、デフレ政策をとるのだから、農業所得は漸次減少せざるものと認めて、そして演習場に対する借り上げ料はこれを低下させようというのが、今日の政府のとおつておる態度であります。われわれは常にそういう問題について、現在の農業収益価格を正確に計算しようという努力を続けておりますが、政府はそれを引き下げようという努力であります。しかし今度は自治庁のこういう案になつてきますと、農業収益は増大いたしておるという見解をとつておられます。その計算の基礎は、こういうふうないろいろ

る便宜主義をとつておられて、ある場合には勸業銀行の場合をとつてくる、ある場合にはどこをとつてくる、そして結局収益価格は上つてくるものと計算をいたして、固定資産税を二割八分上げようという考へ方を持つていらつしやる。それから主税局等のいわゆる税務署の関係は、また別個にいろいろな態度をとつておられます。私はそこを現在政府の農業収益に対する態度が一貫しておらないのを感じます。これは川島さん、どうか閣議においてもはつきり研究していただきたいのです。政府は支払う場合においても、徴収する場合においても、終始一貫して行つていこう、徴収する場合に増大して評価をしよう、こういう便宜主義で現在行われておるという姿は、私はきわめて遺憾に思ひますので、農業収益なりその他の収益に対する一定の見解を持つてもらいたいと思ひます。その見解が政府の方で一致しない限り、特調の方は少く見ると、大蔵省は少く見る、あなたの方は多く見る、こういう関係に立つていきますから、どうか政府部内の収益額に対する基本的態度を一致させてもらいたい、それをあなたに最後にお願ひしておきます。

○大矢委員長 本案に対する質疑は後刻適當の機会に行ふことといたしまして、委員各位から要望のありました、予算の修正によつて變更された昭和三十年度の地方財政計画に対して御説明を聴取いたしたいと思ひますが、これは午後八時に聞かして一時半まで休憩をして、一時半から再開することにいたします。

暫時休憩いたします。

午後二時十一分休憩

午後二時十九分開議

○大矢委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

まず昨日委員より御質疑のありました自治庁松村調査課長の福岡県の財政調査に関する問題について、自治庁長官から発言を求められておりますから、これを許します。川島長官。

○川島國務大臣 昨日お話をいたしました、福岡県の財政調査に参りました自治庁調査課長の言動についてであります。福岡県における財政調査の結果はまだ出ておらぬのであります。至急に結論を出すように命令をいたしてございまして、新聞社の座談会に調査課長が出まして、福岡県の赤字は全部これが給与によるのだ、こういう意見を言つたことは少し行き過ぎでありまして、やはり調査の結果をよく検討した上でなければ発言できないわけでありまして、ことに川先において、自治庁の課長がそういうことを言うことは、当然慎むべきことだと私は考えております。福岡の赤字につきましては、ただ人件費のみならず、その他いろいろの原因があるのだと私は推定をいたしておるのであります。この結果につきましては、いづれ調査が完了次第、当委員会に御報告申し上げたいと思つておりますけれども、先般の調査課長の座談会における言動は、當を得ない言動でありまして、今後ともあつたことを税率に口外しないように、十分訓戒を加えるつもりであります。御了解を願つておきます。

○坂本委員 ただいまの長官のお話で

大體了承できると思いますが、この財政調査につきましては、今後いろいろ他の府県からもあると思いますが、その調査に基く勧告は、これは当委員会において地方財政再建促進法その他の法律案が、今ここに審議をされておるような情勢でありますから、一県々々について勧告でなく、本委員会において審議中にある法案ともならみ合せで、総合的に検討した上でやつていただきたい、これを希望いたしておきます。

○川島國務大臣 今の御発言は、今御審議願つてゐる法案が通つた結果、この法律を適用する公共団体に対して勧告する場合に、一県々々御了解を得て、こういうことですか。そういう意味じゃないのです。

○坂本委員 この調査をされて、その調査をされた県に直ちに自治庁から勧告をされることなく、これはただいまこの委員会が審議が進められておる法案との関係がございまして、この法案が通過し、その上で一般的、総合的に勧告してもらいたい、こういうことです。

○川島國務大臣 御趣旨のようによておきます。

○川村(維)委員 福岡県において調査課長の行つた問題につきまして、ただいま長官からいろいろ言葉がありましたが、一応了解できるわけでありまして、実は新聞で発表された内容について、いろいろ調査課長みずから當時の考へ方なり、その態度なりをただしておかねばならないと思つたのですけれども、それをここで取り行ふ必要もないんじゃないかと思つております。またこの後いろいろ福岡県の問題を

中心として財政上あるいは自治上の問題、行政上の問題として考えなければならぬ問題が非常に多いと思ひますので、いろいろ後日また、こういう新聞発表等を契機として、全般の問題についてお聞きする問題があるかと思ひますので、そのときに自治庁としての見解をお尋ねしたいと思ひます。

ただ長官も御承知と思いますが、昨年の八月末日に自治庁関係と自治庁との間には、たしか四項目かの覚書が協定されておるといふことを聞いております。これは長官も御存じだと思ひます。その第三項でございまして、今御財政調査については、職員身分、給与にしろ寄附をさせないよう慎重を期するとともに、発表に当つては、極々に発表するようになつておるに、内々に厳禁し、実行させるといううな協定があるといふことを聞いておりますので、この点につきましても、自治庁としてはその協定、覚書を尊重していただいて、調査課長が行つたようなことが、今後再発しないように取り計らつていただきたいといふことを希望申し上げておきます。

○大矢委員長 次に、昭和三十年年度地方財政計画に関する件について、午前中手元に資料を配付しておりましたから、これについて後藤財政部長から説明を聴取することにいたします。

○後藤財政部長 お手元に配付しました資料によりまして御説明申し上げます。資料によりますと、先般の国会修正に伴う歳入歳入の増減に關して簡単に御説明申し上げます。増減額は右から四行目のところにあります。それを中心に御説明申し上げます。

の増は二十一億三千五百万円でありまして、その内訳は、公債費が六千五百万円増加いたしました。これはあとで申し上げます政府資金による起債が二十億ふえて参りますが、その二十億の六分五厘の利子でありまして、十月以降の半年分をここに計上いたしましたのであります。それからさつと下りまして、普通補助金の増減及び改廃に伴う経費の増減二十億七千万円、これは地方団体に關係いたします普通補助金が二十三種類ばかり増加いたしております。その二十三種類の補助金が増加いたしましたに伴ひまして地方負担もあるわけでありまして、事業費が二十億七千万円ふえるのであります。地方負担は逆に六千三百万円減つて参ります。これは市町村農業委員会の補助金が、三十年年度の当初予算では交付税回しになりまして削られておつたのが、約九億四千万円でありまして、それが復活いたしました關係で地方負担が大きく落ちて参ります。その關係でほかの地方負担の増が消えて参る格好になります。次に投資的経費の方では、總額四十八億二千七百万円の増加になります。そのうち、公共事業費の増減が四十八億二千七百万円でありまして、一般公共の方が一億四千三百萬一千五百万円、災害が一億一千二百萬一千五百万円、一般公共の方でふえましたものは、大きい数字で申しますと、厚生施設で事業が一億ばかりふえておられます。それから文教施設で事業が一億五千五百萬ばかりふえておられます。それから食料増産關係で事業が一億八千万ばかりふえておられます。災害が一億ふえて参ります。合せて四十八億二千七百万円の財

政需要が増加いたしましたわけでございます。消費経費、投資経費合せて六十九億六千二百萬円の財政需要が増加いたしております。不交付団体の分も増加いたしておりますが、不交付団体の超過額を一億八千九百万円減らしてあります。これはあとで申し上げますが、それで財政需要としては、当初計画に比しまして六十七億七千三百萬円増加いたしました。九千八百二十九億ありますが、そういうことに相なるわけでございます。

それから歳入の方であります。地方税は、法人税及び所得税の減税の修正ではあるのであります。その分は税法の改正によつて税率の調整をいたしましたので、収入額は変わりません。譲与税も変わりません。それから道路譲与税、これも変わりません。それから地方交付税が十四億七千四百萬円減になります。これは当初の国の予算の国税の三税の合計は六千三百三十二億六千万円になつておりましたので、その三二%を組んだのであります。所得、法人の減税がございまして、その關係でこの三税の總額に變動がございまして、六千二百四十五億六千万円に減つて参つておられます。従つて六千二百四十五億六千万円を基礎にいたしまして、その二二%ということにいたしました。すると、十四億七千四百萬円だけ減になります。その下の欄のたばこ専売特別地方交付金でもつてまかなうということになりまして、これは交付税と同じような方式で配つて参ります。従つてたばこの特別交付金が、前の三十億と合せて、

七

四十四億七千四百万円になるわけであり
ます。たばこの消費税は本年だけの
措置でありまして、三十一年度以降
は、たばこ消費税の税率が約二%の引
上げに相なるわけでありまして、それか
ら国庫支出金は四十七億七千三百万円
の増加になります。そのうち普通補助
金の関係が二十一億三千三百万円、公
共事業費の補助金が二十六億四千万
円でありまして、公共事業費の内訳は、一
般公共は二十二億一千万円、災害が四
億三千万円でありまして、今回増加いた
しました地方負担が大体投資的な経費
でございますので、その財源措置は、

地方債二十億を増加いたしましたして、こ
れで財源措置をいたしたのでありま
す。この二十億のうち十九億を交付団
体にとって参りまして、不交付団体
の方に一億だけ持つていくことにい
たしております。その関係から不交付
団体におきましては、一億八千九百万
円の超過額が減ずるといふ格好になつ
て現われてきておるわけでありまして。
歳入の会計は六十七億七千三百万円ふ
えまして、九千八百二十九億一千九百
万円に相なるわけでありまして。

なお今申しました普通補助金の関係
は、まだ農林省その他と大蔵省との間
でございところがございまして、ないよう
であります。これはなせきまつてない
かと申しますと、二分の一補助と三分
の一補助と二つのものが一緒になつて
補助金の上に現われてきております。
従つてその地方負担金というものは多
少動くかもしれませんし、また直轄的
な事業もございまして、その関係で
多少動くかもしれません。私ども昨日
の夜まで聞いた話を基礎にいたしまし
て、大体財政需要及び地方負担をはじ

いておる次第であります。多少の変
動がありますことを御了承願いたいと
思います。
○大矢委員長 これに対する質疑は次
会に譲りまして、本日は、本会議も開
かれておりますから、これで散会をい
たします。

午後二時三十五分散会